

○国土交通省告示第五百六十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十三年五月三十一日

国土交通大臣 大島 章宏

第1 起業者の名称 農林水産大臣

第2 事業の種類 国営柏崎周辺土地改良事業 市野新田ダム建設工事

第3 起業地

1 収用の部分 新潟県柏崎市大字市野新田字天王峯、字上菅沼、字大坪、字下菅沼、字石橋、字菅沼、字与市入、字松畑、字土橋及び字中菅沼並びに大字女谷字石橋、字天皇ツルネ、字高田分、字瀬川及び字横手地内

2 使用の部分 新潟県柏崎市大字女谷字石橋地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、新潟県柏崎市及び同県刈羽郡刈羽村地内の国営柏崎周辺土地改良事業（以下「本件土地改良事業」という。）における二級河川鶴川水系に係る事業区域を全体計画区域とする市野新田ダム、市野新田取水工、市野新田導水路及び幹線導水路に係る建設工事（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条第1項の規定による申請に係る国営土地改良事業であり、法第3条第5号に掲げる国が設置する用水路及びかんがい用のため池に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、土地改良法第86条第1項の規定に基づき農林水産大臣が平成9年11月21日付けで国営土地改良事業として実施することを適当とする旨の決定を行っており、また、同法第87条第1項の規定により農林水産大臣が平成9年11月25日付けで国営土地改良事業計画を定め、同条第8項の規定により平成10年1月10日付けで当該事業計画が確定していることなどから、起業者である農林水産大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本件土地改良事業に係る地域（以下「本地域」という。）は、新潟県柏崎市及び同県刈羽郡刈羽村の1市1村に及び、水稻を主体とする農業地帯であり、その農業用水は、二級河川鶴川水系鶴川（以下「鶴川」という。）や二級河川鯖石川水系鯖石川等で賄われている状況にある。

しかしながら、本地域においては、降雨が非かんがい期に集中することから、各河川ともかんがい期の流量が乏しく、排水の反復利用、番水等を実施しているものの、農作物の生長に必要な農業用水を安定的に確保することができない状況にあり、夏期の渇水時においては深刻な水不足に陥っている。このため、水稻作における適切な水管理に支障があり、農産物検査法（昭和26年法律第144号）に基づく米穀の品位等検査においては、格付けの高位である一等米の割合が、例年、県平均を下回るなど、農業生産に支障を来している状況にある。

本件事業の完成により、本地域のうち二級河川鶴川水系に係る水田974ha（以下「本件受益区域」という。）について10年に1回程度起こり得る渇水時においても、計画的に利用できる安定した農業用水の供給（最大取水量0.83m³/秒）が可能となるとともに、本件土地改良事業により既に供用されている栃ヶ原ダム及び後谷ダムと相まって、本地域内の水田3,590haにおける水不足が改善されることになる。これにより、農作物の生長に必要な水量を必要な時期に確保することができ、品質の良い農作物が生産されるなど、農業生産性の向上並びに農業経営の安定化及び合理化が図られ、本件受益区域における農業の発展に寄与するものと認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成13年3月に環境影響評価法等に準じて任意で環境影響調査を実施しており、その結果によると、工事の施工により濁水の発生が予測されるが、濁水処理施設を設置することにより、河川に与える影響は軽微であるとされていることから、起業者は当該措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件事業地内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による天然記念物であるイヌワシ及びオジロワシ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）による国内希少野生動植物種であるオオタカ及びハヤブサ等の

飛翔が確認されている。いずれについても営巢は確認されていないが、イヌワシ等については繁殖活動を行っている可能性があることなどから、起業者は、モニタリング調査を引き続き実施することとしている。

また、植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているオオニガナ等の生育が確認されているが、起業者は、有識者からなる環境保全委員会を設置し、その指導及び助言を受け、適切な保全措置を講じることとしている。

なお、本件事業地内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在するが、起業者は、新潟県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、本件受益区域に対して、農業用水の安定的な供給を行い、農業生産性の向上並びに農業経営の安定化及び合理化を図ることを目的として、堤高26.7m、総貯水容量1,687,000m³の市野新田ダム（ゾーン型フィルダム）、市野新田取水工、市野新田導水路及び幹線導水路の整備を行うものであり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）、土地改良事業計画設計基準（平成15年農林水産省農村振興局策定）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法については、水源、ダムサイト及びダム軸についてそれぞれ検討が行われている。水源については、事業規模等の制約を考慮して、河川水をダムにより堰止めて貯留する方法が合理的であると認められる。ダムサイトについては、兩岸が近接し谷幅が狭くダム堤頂長を短くできること、岩盤がダムサイトに適していること、ダムの背後に貯水量を十分確保できることなどから、二級河川鶴川水系石橋川において同川と鶴川との合流地点から約120m上流の地点が合理的であると認められる。ダム軸については、下流軸案（以下「申請案」という。）及び申請案より約70m上流の上流軸案の2案について検討が行われており、申請案と上流軸案とを比較すると、申請案は用地取得面積が少ないこと、総築堤量及び軟弱地盤の撤去量が少ないため施工期間が短いこと、事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、市野新田取水工、市野新田導水路及び幹線導水路に係る建設工事の事業計画についても、施設の位置等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本地域では、夏期の渇水時における深刻な水不足により農業生産に支障を来していることから、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、柏崎市長等から本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 新潟県柏崎市役所